

池田市子育て世帯訪問支援事業登録事業者募集要項

1. 趣旨

池田市子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業として、本市に居住している家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まり等を未然に防ぐことを目的に行うものです。

本市では、本事業を実施するに当たり、池田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づき、訪問支援員を派遣する登録事業者を募集するものです。

別紙、池田市子育て世帯訪問支援事業委託業務仕様書を熟読の上、ご応募ください。

2. 登録期間

登録日から令和8年3月31日まで（ただし、1年以内ごとの単位で延長あり）

3. 応募資格

登録事業者は、事業実施に当たり、関係法令を遵守し、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護を実施する事業者の指定を受けたもの、又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護を実施する事業所の指定を受けたものであり、いずれも池田市をサービス提供範囲にしている事業所であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- （3）池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （5）代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続をしている法人でないこと。
- （7）池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

4. 提出書類

- （1）池田市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請書（様式第1号）
- （2）池田市子育て世帯訪問支援事業登録事業者申請に係る誓約書（様式第2号）

(3) 事業者の概要（様式第3号）

(4) 指定居宅サービス事業者等又は指定障害福祉サービス事業者等の指定書の写し

5. 登録事業者の審査及び契約

提出書類により審査を行い、事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録し、別途本市と事業者で委託契約を締結し、本事業を開始することになります。

6. その他

(1) 登録事業者への応募に係る費用は、事業者の負担とする。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は重大な不備がある場合は、無効とする。

(3) 事業者は、応募書類の提出をもって、この公告及び業務仕様書に記載された内容を承諾したものとみなす。

(4) 当該募集は、あくまでも事業者の募集を行うもので、登録されても登録期間内に必ずサービスの提供を約束するものではない。

(5) 提出書類については、初年度のみの提出とし、以降、事業所の変更等があった場合速やかに提出するものとする。

7. 問い合わせ先

〒563-0025

池田市城南3丁目1番40号 池田市保健福祉総合センター2階

池田市子ども・健康部子ども未来課 児童家庭相談担当

電話：072-754-6401

メールアドレス：k-mirai@city.ikeda.osaka.jp